

## 神戸大学大学文書史料室利用細則 新旧対照表

(新)

第1条 (同右)

第2条～第3条 (略)

(簡便な方法による利用)

第4条 室は、利用の促進を図るため、特定歴史公文書等(目録において利用制限の区分が全部利用可とされているものに限る。)について、利用等要項第22条第1項の規定に基づき、利用請求の手続きによらずに利用に供するよう努めなければならない。

第5条～第9条 (略)

附 則(平成30年9月28日)

この細則は、平成30年10月1日から施行する。

別紙様式第1号～別紙様式第9号 (略)

(旧)

(目的)

第1条 この細則は、神戸大学大学文書史料室利用等要項(平成30年3月30日制定。以下「利用等要項」という。)に定めるもののほか、神戸大学大学文書史料室(以下「室」という。)が所蔵する特定歴史公文書等の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条～第3条 (略)

(簡便な方法による利用)

第4条 室は、利用の促進を図るため、特定歴史公文書等(目録において利用制限の区分が全部利用可とされているものに限る。)について、利用等要項第22条第1項の規定に基づき、利用請求の手続きによらずに利用に供することができる。

第5条～第9条 (略)

別紙様式第1号～別紙様式第9号 (略)